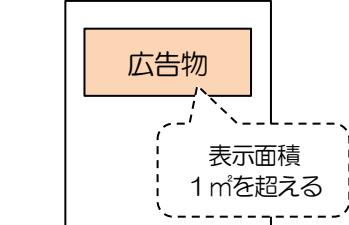
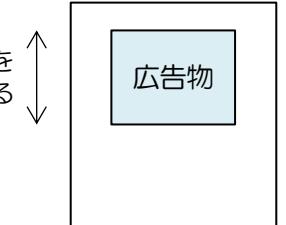


地区計画の区域内における屋外広告物の取扱いについて

都市計画法第58条の2により、地区計画の区域内では、屋外広告物の設置・取替えの際に「届出」が必要です

○こんなとき、地区計画の届出申請が必要です

屋外広告物の規格	屋外広告物の表示面積が1m ² を超える場合	屋外広告物の高さが3mを超える場合
図解		

*広告物の表示面積1m²以下かつ高さ3m以下のものについては、地区計画の届出は不要です。

○関連したその他の「届出」について紹介いたします

*景観事前協議

(担当：台東区都市づくり部都市計画課 区役所5階⑧番窓口 ☎03-5246-1377)

1つの建築物において、屋外広告物の合計面積が10m²以上の際に必要です。詳しくは窓口にてご確認いただくか、台東区ホームページ（景観まちづくり）をご参照ください。

*屋外広告物許可申請

(担当：台東区土木担当道路管理課 区役所5階①番窓口 ☎03-5246-1303)

屋外広告物を取り付ける際に必要です詳しくは窓口にてご確認いただくか、台東区ホームページ（屋外広告物のしおり）をご参照ください。